

1 会議名 議会基本条例推進協議会
2 日 時 令和7年11月20日(木)
午後1時30分から午後3時20分まで
3 場 所 第2・第3委員会室
4 出席議員 議員15名
5 欠席議員 なし
6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己、同主任 村瀬雄哉
7 会長あいさつ
8 報告事項
(1) チーム会議開催報告について(基本条例・ICT・市民参加)
(基本条例チーム)

梅村副会長：11月7日にチーム会議を開催し、議会基本条例全体の見直しが完了した。この後の協議事項で皆様にご協議いただきたい。
(ICTチーム)

関戸議員：資料に基づき説明。各自で内容を確認していただき、何かあれば言っていただきたい。年内に使用基準を決定したい。内容の詳細は後ほど説明する。

(市民参加チーム)

須藤議員：11月28日に岩倉北小学校第3年生における主権者教育を行うのをよろしくお願ひする。

(2) その他

なし

9 協議事項

(1) 議会基本条例の見直しについて

梅村副会長：資料に基づき説明。意見をいただき、12月の議会基本条例推進協議会で皆さんの合意を得たい。項ずれや全体的な不足は後で整理する。3月定例会で提案したい。

水野議員：第22条第3項のただし書きについて、予算案や決算案になると内容が議案と重複することもあり、完全に守ることは難しい。このただし書きはそもそも必要か。もしくは原則という書き方にする等、検討していただきたい。

梅村副会長：もともとの文にあった内容なので入れた。議会の効率的な運営という観点もある。ご意見としてお聞きした。

須藤議員：第23条の議会事務局の人事について、適正な任用期間というのをこちらから言えるか疑問である。議会事務局だけ期間を長くすることはできない。当局の人事のやり方がある。

梅村副会長：そういう意見は出ると思う。従来、議長から、法制執務に詳しい職員であるよう要望したり、職員をすぐ異動させないように要望したりしてきたので、条例に入れてはどうかと考えた。実際にできるかどうかは執行機関側の事情もあるため、今までどおり要望でやっていければよいという考え方もあると思う。こういう人が必要だと強く意思表示するのであれば条例に書いてもよいと思う。条例にも「しなければならない」とは書いていない。できるように市長と協議しましょうという内容である。しかし、そこまで書くかどうかということもある。

（休憩）

梅村副会長：おそらく論点は、第5条の個人情報の取扱いを入れてよいかどうか、第12条の一問一答の「原則」を外してよいかどうか、第22条の一般質問は議案以外とする部分をどうまとめるか、第23条の議会事務局の機能の部分で人事について踏み込んで書くかどうかであるので、一度持ち帰って整理していただきたい。もし変更したい人がいる場合は次回の議会基本条例推進協議会の前に私に教えてもらいたい。12月の議会基本条例推進協議会前にチームで集まった方がよいかと思う。

木村議員：読み返すと表記が正確でない部分がある。また、条文との関係でもう少し正確に書いたほうがよい部分もあった。もう一度チーム内で検討する時間があったほうがよいと思っているのでよろしくお願ひする。

片岡議員：今回、義務になる部分がたくさんある。チーム内でどういった合意がされているのか確認したい。「努めるものとする」と「努めなければならない」の違いは何か。第21条が「努めなければならない」となっている。各表記の義務の強さの位置づけはどのようか。

木村議員：「しなければならない」は義務である。「努めなければならない」は努力義務である。「ものとする」は原則を表しており、例外がありうるという意味を残している。努力義務と例外を認めるものについては位置づけとしてはあまり変わらない。

（2）タブレット端末導入後の運営について

関戸議員：資料に基づき説明。意見は次回の議会基本条例推進協議会までにお願いしたい。

片岡議員：現在セキュリティ面のテストをしている。個人のスマートフォン等で見る際にダウンロードできないよう制限をかけたいと思っている。

個人の端末に制限をかける方法やブラウザの種類によって制限をかける方法等をテストしている。制限をかけられない種類の端末やブラウザがあり、いろいろと不都合があるため悩んでいる。ブラウザで閲覧せず必ずアプリを使用してもらうようにすることも考えている。使用基準にもそういういった点についても今後明記しようと考えて検討している段階である。

事務局：スマートフォンとタブレットに関して検証した結果、チームズにログインする際に2段階の認証が必要である。スクリーンショットについても画面が黒くなり実質不可能な状態である。端末へのダウンロード制限もかけることができた。しかし、パソコン端末に関しては制限がかけにくい。端末登録をする方法もあるが、その方法で制限をかけた場合、私用で使う際にも制限がかかってしまう。ブラウザの件もそうだが、OSによっても違う。今後、使用しやすさとセキュリティの担保について相談させていただきたい。

塙崎議員：第9条で会議中の撮影と録音が禁止となっているが、今までも禁止されていたか。録音できないと議会だよりの一般質問の原稿を提出する際に時間がかかる。また、遵守事項の第10条は、主語が「タブレット端末を使用する議員」となっているが、個人所有の情報通信機器に関する内容が出てくる。タブレット端末に関することなのかそうではないのかわかりにくい。また、第8条の「議会事務局が認めた場合」はどういうことが想定されているのか。

事務局：タブレットに対するアップデートはやむをえないものとして事務局が認めたものに該当する。それ以外はやめてもらいたいという意味である。

塙崎議員：月々の通信料等の料金の請求に課金が発生するような利用というのはチームズが該当するのではないか。また、タブレットが閲覧しかできないような状態はとても仕事がしにくくと思っている。持ち出せないのであればタブレットでなくてもよかったです。もう少し議員の仕事に使用できるようにできないか。今後も閲覧限定で活用されていくのか。タブレットのクラウドにはダウンロードできるが、編集はできない。個人パソコンはチームズを通してダウンロードできないように制限をかける。そうすると自宅では閲覧できない。Wi-Fiがないところで閲覧できず、仕事ができない状態になる。ダウンロードができればWi-Fiがなくても仕事ができるが、ダウンロードできない。タブレットを持ち出せればよいが、それもできない。そうすると議案はどのように閲覧するのか。印刷するしかないかと思っている。皆さんはどのようにするつもりか。

堀江議員：チーム会議の話では、チームズからは自分のパソコンの中にダウ

ンロードできないが、議案が上程された後はホームページにPDFファイルが公開されているので、そこからダウンロードして仕事をするということだったと思う。

塚崎議員：デジタル化によって効率化されると思っていたが、とても非効率になっているところが気になっている。チームズの最大のメリットがなかなか活用されていない印象がある。

関戸議員：いろいろと意見があると思うため、12月定例会までに教えて頂き対策していきたい。

水野議員：第12条に文書についての記載があるが、第2条の定義に文書の定義がない。調べると電磁的な記録も文書として扱う場合もあるため検討いただきたい。

梅村副会長：自分のパソコンを議会のWi-Fiに接続する際は申請をしている。現在は議会運営委員会の委員長が責任者となっているが、この基準は議長が責任者である。Wi-Fi接続のことやウイルスに感染した際の対応等、既存の規則も見ながら整理してもらいたい。

塚崎議員：第3条第2項について、情報通信機器には個人のスマートフォンも該当すると思う。様々な事情により緊急連絡を行うこと等もあると思うため、「当該会議以外の目的に使用してはならない」とあるが、これはタブレット端末に限定したほうがよいのではないか。

（3）岩倉北小学校3年生における主権者教育について

須藤議長：11月28日（金）午前8時30分集合である。先日配付した資料の持参をお願いしたい。駐車場が少ないため乗り合わせか自転車での来校をお願いしたい。

木村議員：遅れて出席するため、伝えておいていただきたい。

（4）意見交換会の記録書について

谷平会長：意見があれば申し出てほしい。

- 特に意見はなく提出された記録書のとおりと決した。

（5）議会報告会の記録書及びアンケート結果について

木村議員：大変失礼だが、議会報告会の記録書は要約になっていないし、同じことが繰り返し書かれている。日本語として意味が読み取れないところもある。回答も言ったことを全て書いているため長い。自分が訂正したものを作成したので、参考にして修正していただきたい。

谷平会長：記録者は修正して再提出してほしい。また、記録様式の統一につ

いての資料を配付した。この様式で統一してよろしいか。

(異議なし)

大野議員：会派室のパソコンがなくなるが、そこに入っていた様式集はチームズに入れてもらえるのか。

事務局：会派室のパソコンは12月末までの設置となった。様式集はチームズに入れる。

谷平会長：議会報告会のアンケート結果について事務局から説明をお願いする。

事務局：資料に基づき説明

(6) 議会研修会について

梅村副会長：資料に基づき説明

(7) 議会における個人情報の取扱いについて

梅村副会長：平成29年5月10日の申し合わせを配付した。これを修正して完成させる。傍聴人へ議案は加工せず配布するとなっているが、これは個人情報を黒塗りして配布しているため修正する。前回の論点は、議員がもらう議案に個人情報を引き続き載せるかどうかということであった。現在、議員がもらう議案には住所や氏名等の個人情報が記載されているが、これを「岩倉市在住個人」等の表現に変えたほうがよいのではないかという意見もある一方、議員として相手方を正確に把握すべきという意見もあった。これをどうしていくか決めたい。個人情報が入る議案はどのようなものがあるかという質問もあったため、参考に他市議会の個人情報取扱いについての資料も配付した。この議会は議案の種類によって個人情報の取扱いを変えているようである。議会事務局としては、個人情報が掲載されていなければ議案をそのままホームページに公開することができる。行政課に確認したところ、もし議案に掲載する情報を岩倉市在住個人というような形式にした場合、後から相手方を知りたいと議員が請求しても個人情報は公開できないのではないかとのことであった。

大野議員：被害者の情報なので知らなくてもよいのではないか。

梅村副会長：人事案件や債権の放棄、滞納の関係の場合はどうか。請願や陳情もある。

事務局：人事案件議案については、ホームページには生年月日は元号までしか掲載していない。住所も掲載していない。全員協議会の資料についてはこれまで学歴は掲載していない。職歴についても官公庁関係の場合は掲載しているが、それ以外は掲載していない。

梅村副会長：議案についてはホームページにも掲載するため個人情報を伏せ、全員協議会の資料に掲載してもらうようにすることも考えられる。個人情報が全員必要なければ掲載をなくしてしまえばよいが。

塚崎議員：先ほどの行政課の話で、議案に掲載しなくなった場合は情報公開請求をしても公開されないと言っていたが、それはもともと市民が情報公開請求しても出てこないものを議員だけは公開されている状況ということか。

梅村副会長：議案となれば公開されていた。

塚崎議員：議員に求められる慎重審議に必要となる情報だと考えられる…難しい。

梅村副会長：事故の相手方の個人情報は必要ないという意見が多かった。いずれにしても行政課と協議の上で決めていくこととなるので、できるかどうか確認する。事故は個人情報を掲載しないこととし、それ以外は現状どおりとしてはどうか。この件はもう少し整理して議会事務局と行政課と話をし、最終案を出したい。

（8）愛知県市議会議長会定期総会における提出議案について

議会事務局長：資料に基づき説明

須藤議員：この案でよければ議会運営委員会で承諾を得て決定する。

（9）議会サポーターとの意見交換会の日程について

・1月17日（土）午前10時から対面、1月21日（水）午後7時からオンラインで行うことと決し、各日の割り振りは以下のとおりとなった。

1月17日：片岡、鬼頭、水野、日比野、伊藤、塚崎、木村

1月21日：梅村、堀江、大野、井上、関戸、舛谷

（10）今後の日程確認について

谷平会長：資料に基づき説明

（11）その他

なし

9 その他

事務局：会派室のパソコンの撤収について、先日の議会運営委員会で11月末と説明したが、行政課と調整し、仕事納めの12月26日まで使用できることになった。12月19日が12月定例会最終日となり、その後の期間

が1週間程度と短いが、よろしくお願ひする。